

令和 5 年 5 月 15 日
高齢施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者
地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	利用定員	備考
デイサービスいずみSPA 東京都練馬区西大泉三丁目 11 番 6 号	エモーション ピクチャーズ 株式会社	令和 5 年 6 月 1 日	10 名	法人変更

2 区外指定地域密着型サービス事業者
地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定 年月日	練馬区民 利用者数	備考
りんごの歌 北原町 東京都西東京市北原町二丁 目 1 番 21 号	株式会社ウェ ルリソース	令和 5 年 4 月 1 日	1 人	